

意見検討結果一覧表

（案名：「岩手県における日本語教育の推進に関する基本的な方針」素案）

番 号	意 見	類似意見 件数 (件)	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	現状よりも課題が多いように見えるので分かりやすいように作ったほうが良いと思う。関連予算がないという現状は課題に出てこないが、文化庁の補助金についての情報提供など、できることはあるのではないかと思う。	0	御意見を踏まえ、4（4）「日本語学習に関する情報発信」及び5（1）「県の主な役割」の主な取組の例に、市町村及び市町村国際交流協会向けに補助制度等の情報発信を行う旨を追記しました。	B 一部反映
2	教室を開設する主体への支援について、様々な主体があると思うが、市町村が行う取組に関しての財政的支援は含まれているか。	0	文化庁による市町村を対象とした交付金（日本語教室空白地域解消推進事業）などの支援策がありますので、情報発信も強化していきます。 御質問を踏まえ、4（4）「日本語学習に関する情報発信」及び5（1）「県の主な役割」の主な取組の例に、市町村及び市町村国際交流協会向けに補助制度等の情報発信を行う旨を追記しました。	B 一部反映
3	地域の日本語教室はボランティアの方が担っているケースがほとんどだと思うが、今後もボランティアによる人材の確保、研修によるレベルアップを意図しているか。	0	4（2）「教育人材の確保・育成」に記載のとおり、現状、様々な役割を担っているボランティアだけに頼るのではなく、各日本語教室の性格に応じ、日本語教師、地域日本語教育コーディネーター、日本語学習支援者といった日本語教育人材の役割分担の明確化に取り組む一方、教育人材のレベルに応じた研修会などにも引き続き取り組んでいきます。 4（2）に、日本語教室の性格に応じて教育人材の役割の明確化に取り組む旨を追記しました。	B 一部反映

4	<p>技能実習生を対象とした方針のようだが、「外国をルーツに持つ子ども」のように、親の都合で来日する児童・生徒も増えてくると想定されることから、教育サイドとの連携も計画に入れるべき。岩手県教育委員会の取組として公立の小中学校における指導体制の拡充が紹介されており、ぜひ力を入れてほしい。</p>	2	<p>外国にルーツを持つ児童生徒については、5（3）「関係機関・団体の連携強化」に記載のとおり、県教育委員会と連携していくこととしています。</p> <p>なお、本方針はすべての外国人県民等に共通する「生活者」の側面に着目した日本語教育を推進することを目的としている点を整理するため、3（1）「施策の方向性」にその旨を追記しました。</p>	C 趣旨同一
5	<p>技能実習生が多いというが本県の特色について、他県と違いどのような施策で課題を解決しようとしているのかというところがないと、課題を提起しただけで解決の方向性を示さないことになるので、そこを検討いただくのがよいのではないかと。</p>	0	<p>技能実習生へ日本語教育を提供するに当たっては、事業者の協力が重要であることから、3「日本語教育の推進の基本的な方向」に県の責務と併せて、「事業者に期待される役割」を記載するとともに、4「日本語教育の推進の内容に関する事項」の施策の方向性（3）「県民の理解と関心の増進」のイ「事業者との連携」に記載したとおり、事業者が活用できる人材や教材の情報提供、優良事例の紹介、事業者と連携した住民と外国人県民等との交流機会の創出などに取り組んでいくこととしています。</p>	C 趣旨同一
6	<p>支援を必要とする日本語教室に対し、専門的人材による助言や運営支援の取組があるが、助言・運営支援にとどまらず、地域に専門的人材を増やす取組が必要。</p>	0	<p>5（2）「関係主体に期待される役割の例」において、市町村及び市町村国際交流協会の主な取組の例として「専門的人材の確保」や「日本語教育人材向け研修の開催、拡充」を記載しており、地域内でも専門的人材を育成していけるよう、県は講師派遣による市町村等の研修への支援などに取り組んでいくこととしています。</p>	C 趣旨同一
7	<p>キャッチコピーはふりがながあり分かりやすいが、基本的な方針の中身が、外国人県民に対してどう伝えようとしているかというのが見えない。外国人県民の方々に御理解できる内容・取組に努めていただきたい。</p>	0	<p>本方針は、日本語学習機会を提供する側の県をはじめとする各主体の取組の方向性を示すものですが、御意見を踏まえ、方針をもとに実施していく取組については、外国人県民等にも分かりやすい言葉遣いなどに留意して進めていきます。</p>	D 参考

8	5年間の計画ということであるが、網羅的に取り組んでも実効性がないと思う。評価基準を示し、それがどのように達成できたのか、検証することを想定した形にするのがよいのではないか。	1	<p>具体的な取組の実施に当たっては、日本語教育関係者等による「いわて地域日本語教育推進会議」などの情報共有、意見交換の場を活用し、年度ごとの取組目標の設定や振り返りを行いながら取り組んでいきます。</p> <p>本方針は学習を希望する外国人県民等へ向けた取組であり、また、技能実習生や留学生など転入・転出する可能性のある方々を含み、学習者の目的も様々です。このため、日本語能力検定等による一律の基準ではなく、すべての外国人県民等に共通する「生活者」の側面に着目し、まずは生活に必要な基本的な日本語能力につながるよう取り組んでいきます。</p>	D 参考
9	文化庁でも日本語教育審議会が開かれており、大学と専門学校、一般にある日本語教室を分けて議論しているが、県の方針では地域の日本語教室が中心となっている。県全体との施策としてはスケールが小さくなってしまおうと思う。	0	1「策定の趣旨等」に記載のとおり、本方針はすべての外国人県民等を対象とし、すべての人に共通する「生活者」の側面に着目した地域日本語教育の推進を図るために策定するものです。	D 参考
10	現状の日本語教育の学習支援は、技能実習生も学校通学者もまとめて行っていることが多いと考えるが、区別できるならした方がよい。	0	本方針は技能実習生や留学生など様々な外国人県民等がいる中で、すべての外国人県民等に共通する「生活者」の側面に着目した日本語教育を推進することを目的としています。御意見は、個々の地域、教室の状況に応じて取組を実施していく際の参考としていきます。	D 参考
11	振興局単位などの小さな単位で進めていき、その後県全体で進めていくことなどは考えているか。空白地域に住む外国人県民等に対しては広域的な事業への支援が有効と考える。他市町村の県民等の受入に対して財政的な支援等があれば、市町村は動きやすい。	1	本方針においては、圏域単位の取組までは記載していませんが、県内の状況は様々であり、御意見のように複数市町村にまたがる広域の取組が日本語学習機会の提供に有効な地域については、市町村や関係団体等とも連携し、取組、支援の方法を研究していきます。	D 参考
12	日本語教室の存在意義は学習者の日本語能力の向上の他に、地域でのコミュニティ形成であると感じている。オンライン環境を活用した学習講座もよいが、実際に外国人がいずれかの日本語教室に通えるような環境を作る方が有効と考える。	0	<p>日本語教室は日本語を学ぶ場であると同時に、地域住民との交流の場でもあると認識しておりますが、外国人県民等の状況は様々であることから、希望に応じてオンライン環境を活用した教育機会も提供できるよう、取組内容の例として記載しています。</p> <p>外国人県民等がいずれかの日本語教室に参加するような仕組みについては、今後研究していきます。</p>	D 参考

13	母国語ができない方に、日本語を勉強させても上達しないので、まずは基本の母国語をしっかりと覚えさせることが重要。母国語の支援も重要であるので、その点も機会の提供等考慮してほしい。	0	御意見は、日本語教育人材向けの研修会で取り上げるなど、取組を実施していく際の参考としていきます。	D 参考
14	例えば中国共産党が日本語を学ばないよう指示した場合、中国人は日本語教育に参加しなくなることがありうと思う。こういった個々の状況に本素案は即していないように見える。	0	本方針の趣旨は日本語学習を希望する、また必要とする外国人県民等に対して、学習機会を提供する取組を進めようとするものです。学習者それぞれ国籍や在留資格、日本語レベル等が異なることに配慮しながら取り組んでいきます。	D 参考
15	学校における語学の勉強しか知らない日本人と、日本語を使って実習、仕事をする外国人とのギャップを埋めることが課題になると思う。	0	御意見を踏まえ、日本語教育を含む多文化共生理念の普及に資する取組（セミナー、情報発信等）を行っていきます。	D 参考
16	事業主の方々が、どのように技能実習生と接しているかなどを参考にすると一般の人たちにも伝わると思う。	0	御意見を踏まえ、多文化共生理念の普及に関するセミナーや日本語教育人材向けの研修等に取り組んでいきます。	D 参考
17	各地域での交流協会での行事等の参加や相談のしやすい居場所づくりを考えてほしい。家庭内でも人間関係が難しい場合があることを留意してもらいたい。	0	これまでも県国際交流協会と連携し、外国人県民等と地域住民との交流行事等の実施に取り組んできたところです。日本語教室は日本語を学ぶ場であると同時に、地域住民との交流の場でもあると認識しており、御意見を市町村や各地域の国際交流協会等と共有し、日本語教室と連携した交流行事等の実施を検討していきます。また、外国人県民からの相談については、「いわて外国人県民相談・支援センター（アイーナ5階）」で対応しているところです。	D 参考
18	18市町村に日本語教室を開設するのか、あるいは段階的に近隣市町村を包括する日本語教室開設を半分程度とするのか。また、日本語学校設立であれば3年以上の経験者が必要となるが、教育人材をどのように手当し、どのような支援を行うのか。	0	日本語教室開設については、外国人県民等の人数や在留資格の傾向から特に日本語学習にニーズが高い地域に対して重点的に取り組むことを予定しています。 また、本方針では、地域日本語教育を推進するため、研修会の開催などにより、地域の日本語教室などにおいて活動する教育人材の確保・育成に取り組んでいくこととしています。	F その他

19	個々の日本語教育機関には、具体的にはどのような役割を担ってもらいたいと考えているか。	0	5(2)「関係主体に期待される役割の例」のカ「日本語教育機関」に記載のとおり、日本語教育機関には、事業者やその他の団体等が専門的な日本語教育を必要とする際には、教師の派遣・紹介等を通じた助言や協力を期待しています。	F その他
20	この方針の策定に当たって外国人住民の方がどのくらい関わったのか。今後も会議があるときには、外国人住民の方にも直接お話しするような場面を作るとよいと思う。	0	方針本文について、外国人県民等から直接に意見を頂戴してはおりませんが、学習ニーズ等について外国人県民等に対する日本語教育に関する実態調査のヒアリングやアンケートのほか、日本語教育に携わっている方々から、間接的に外国人県民等の声を汲み取らせていただきました。今後も御意見を踏まえ、外国人県民等の声を直接聞く機会を設けて取り組んでいきます。	F その他
21	いわて日本語学習コンテンツは、岩手の生活情報を入れることで物珍しさはあるが、実際に外国人の方が使って学習するには難しさがあると思う。	0	いわて日本語学習コンテンツは、岩手について学びながら、日常生活を営む上で必要となる日本語を身に付けることを目的とし、学習者と学習支援者が一緒に使う教材として、作成されたものです。御意見は今後の施策の参考としていきます。	F その他
22	震災の時に外国人の方が非常に不便を感じたという話を聞いたことがあるが、その当時のデータの落とし込みはされているか。	0	震災時の教訓、経験については、別途、これまでも県国際交流協会等と連携し、災害時における外国人支援に係る研修や実践訓練等に取り組んでおり、引き続き取組を進めていきます。なお、文化庁「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」では、扱う生活上の行為の事例に、災害への備えや対応が含まれています。	F その他
23	イベントに外国人住民を呼ぶにあたり自治体の広報を利用するが、効果はほとんどない。外国人の住所や電話番号とかを教えていただけたら、積極的に声掛けをして、日本語教室を御案内できると思う。	0	外国人県民等の個人情報や行政が御提供することはできませんが、例えば、外国人労働者を雇用している事業者を通じた周知や、イベントへの参加をきっかけに、友人やコミュニティへ情報を伝えていく等の周知方法が考えられます。	F その他

備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外の場合は削除するものとします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区 分	内 容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）

3 意見（類似の意見をまとめたものを含む。）数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。

4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。